

議案第75号

町道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止するものとする。

令和2年8月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

廃止路線

整理番号 (認定番号)	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地	備 考
1 (9-23)	瀬戸田1号線	東郷町大字春木字瀬戸田 1574番1地先 東郷町大字春木字瀬戸田 12番地先	—	道路法 第10 条該当
2 (9-24)	南岡ノ上・東岡 ノ上線	東郷町大字春木字南岡ノ 上1544番1地先 東郷町大字春木字東岡ノ 上1470番1地先	—	道路法 第10 条該当
3 (9-25)	東岡ノ上線	東郷町大字春木字東岡ノ 上1451番1地先 東郷町大字春木字東岡ノ 上1471番1地先	—	道路法 第10 条該当
4 (15-9)	東岡ノ上・猫池 線	東郷町大字春木字東岡ノ 上1429番1地先 東郷町大字春木字猫池2 4番地先	—	道路法 第10 条該当
5 (15-10)	瀬戸田2号線	東郷町大字春木字瀬戸田 40番地先 東郷町大字春木字瀬戸田 36番地先	—	道路法 第10 条該当

<p>6 (15-11)</p>	<p>深池・南岡ノ上 線</p>	<p>東郷町大字春木字深池1 760番地先 東郷町大字春木字南岡ノ 上1482番1地先</p>	<p>—</p>	<p>道路法 第10 条該当</p>
<p>7 (15-12)</p>	<p>瀬戸田3号線</p>	<p>東郷町大字春木字瀬戸田 28番地先 東郷町大字春木字瀬戸田 1574番2地先</p>	<p>—</p>	<p>道路法 第10 条該当</p>

説 明

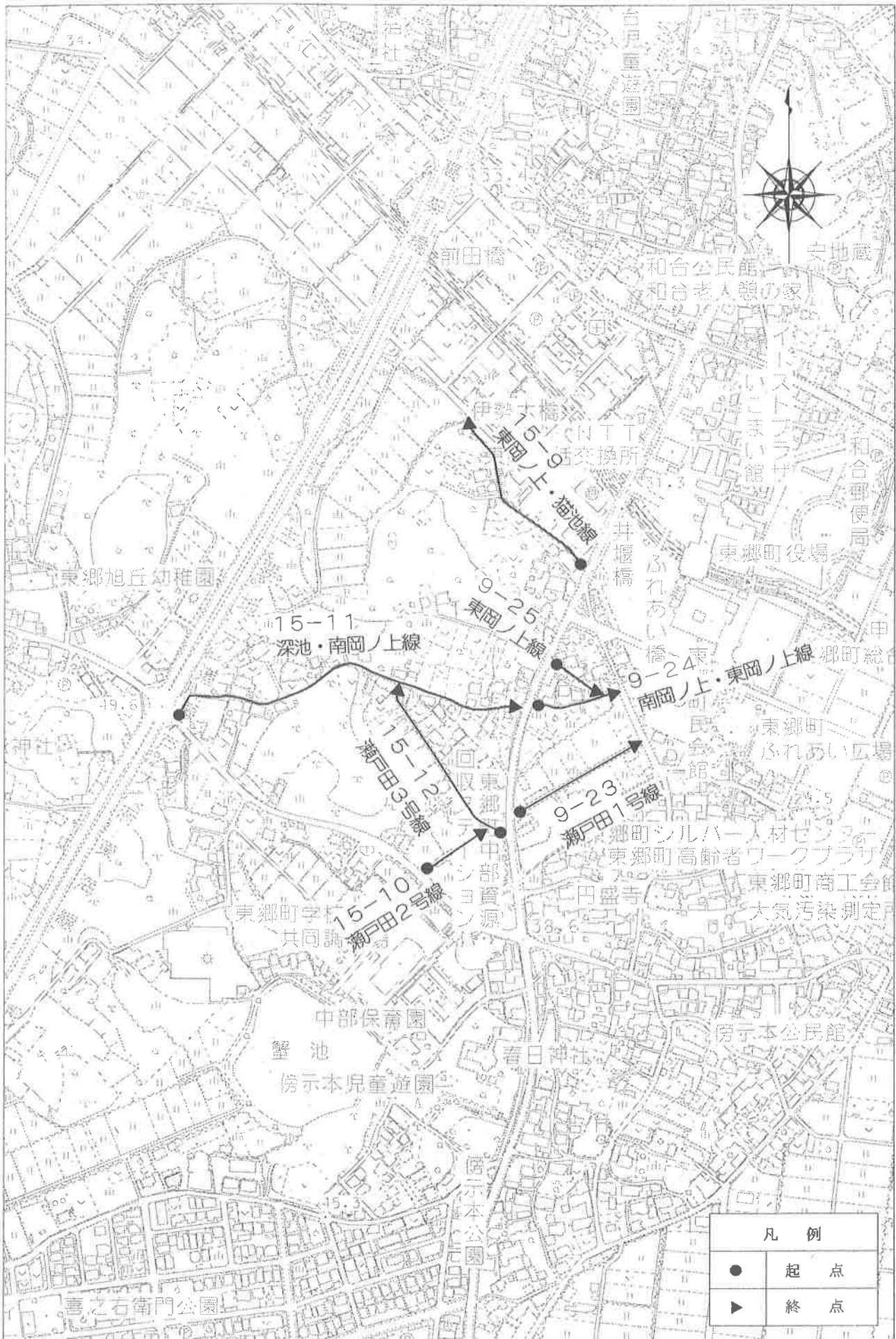
この案を提出するのは、町道路線の一部を再編成するため、既存路線を廃止する必要があるからである。

議案の概要

町道路線の一部を再編成するため、次の既存路線を廃止するものである。

整理番号 (認定番号)	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
1 (9-23)	瀬戸田1号 線	東郷町大字春木字 瀬戸田1574番 1地先 東郷町大字春木字 瀬戸田12番地先	147.40	5.20 ~ 6.30
2 (9-24)	南岡ノ上・ 東岡ノ上線	東郷町大字春木字 南岡ノ上1544 番1地先 東郷町大字春木字 東岡ノ上1470 番1地先	90.30	2.50 ~ 10.00
3 (9-25)	東岡ノ上線	東郷町大字春木字 東岡ノ上1451 番1地先 東郷町大字春木字 東岡ノ上1471 番1地先	62.00	1.10 ~ 3.40
4 (15-9)	東岡ノ上・ 猫池線	東郷町大字春木字 東岡ノ上1429 番1地先 東郷町大字春木字 猫池24番地先	200.60	3.00 ~ 5.00

<p>5 (15-10)</p>	<p>瀬戸田2号 線</p>	<p>東郷町大字春木字 瀬戸田40番地先 東郷町大字春木字 瀬戸田36番地先</p>	<p>78.50</p>	<p>4.20 ~ 8.60</p>
<p>6 (15-11)</p>	<p>深池・南岡 ノ上線</p>	<p>東郷町大字春木字 深池1760番地 先 東郷町大字春木字 南岡ノ上1482 番1地先</p>	<p>379.10</p>	<p>2.00 ~ 12.70</p>
<p>7 (15-12)</p>	<p>瀬戸田3号 線</p>	<p>東郷町大字春木字 瀬戸田28番地先 東郷町大字春木字 瀬戸田1574番 2地先</p>	<p>191.80</p>	<p>3.40 ~ 6.00</p>



凡 例	
●	起 点
▶	終 点